

お客さまにいち早くお知らせしたいこと

「暦年贈与」ができなくなるかも!?

昨年12月に出された「令和3年度税制改正大綱」(税金の制度が変更される予告)に、とても重要な記述がありました。

詳しく掘り下げていくと、どうやら毎年110万円までは無税で贈与をすることができる「暦年贈与」という制度が、改正される可能性が出てきました。

「暦年贈与」が改正されると何が困るの？

- 相続税が多額にかかる可能性がある！
- お子様・お孫様に資産を渡す際に、より税金がかかる！
- 想定していなかったところで税金がかかる！

今年中にできることがあります

2021年中に対応したいことがあります。詳しくは下記までご相談ください！



佐藤税理士事務所

浜松市西区志都呂2丁目20-8

TEL: 053-482-9870

西区 佐藤税理士

検索